

第 8 章 履修方法 課程修了および学位の授与

(授業科目の履修)

第 13 条 学生は、本学則による他、履修規程その他により教授会が定める教育課程にしたがい、所属する学部学科の授業科目を履修しなければならない。

2. 学生が各年次において、履修し得る授業科目の最高単位数は、履修規程の定めるところによる。

(単位取得条件)

第 14 条 学生は所属の学部学科によって、それぞれ次の区分にしたがい、必要な単位を修得しなければならない。

(1) 経済学部 経済学科、経済学部 地域政策学科

卒業に必要な科目数・単位数						備 考		
全 学 共 通 科 目	全 学 共 通 科 目 （1）	外国語 科目	I II (2カ国語)	4科目	8単位	24単位	6科目12単位を 超えて修得した 単位は広域科目 の単位に振り替え ることができる	12科目24単位を 超えて修得した 単位は28単位ま で全学共通科目 (2)の単位に振 り替えることが できる
			ⅢⅣ (1カ国語)	2科目	4単位			
		広域科目	①思想と文化 ②歴史と社会 ③健康とスポーツ ④自然と生活 ⑤共通特殊講義 ⑥キャリア科目		6科目 12単位			
	全 学 共 通 科 目 （2）	オープン 科目				100単位	28単位まで学科専攻科目の単位に 振り替えることができる	
学 科 専 攻 科 目	学 部 基 幹 科 目 コ ー ス コ ア 科 目 選 択 科 目 演 習 科 目						履修規程の区分に従い100単位以 上を修得しなければならない	
				合計	124単位			

(2) 経営学部 第1部 経営学科

卒業に必要な科目数・単位数					備 考		
全 学 共 通 科 目	全学共通科目（1）	外国語科目	I II III IV	4科目	8単位	1カ国語または2カ国語を4科目8単位修得しなければならない	
		広域科目	①思想と文化 ②歴史と社会 ③健康とスポーツ ④自然と生活 ⑤共通特殊講義 ⑥キャリア科目	①から④のそれぞれから1科目2単位を含む8科目16単位	16単位	心理学入門、社会学入門、政治学入門、法学入門、経済学入門、数学入門、統計学入門から3科目6単位を修得しなければならない	8科目16単位を超えて修得した単位は28単位まで全学共通科目（2）の単位に振り替えることができる
	全学共通科目（2）	オープン科目				100単位	28単位まで学科専攻科目の単位に振り替えることができる ただし、コンサルティングコースは18単位、税法会計コースは14単位まで
学 科 専 攻 科 目	学科基礎科目		5科目	10単位	履修規程の区分に従い100単位以上を修得しなければならない		
	学科専門科目						
				合計	124単位		

(3) 経営学部 第1部 ビジネス法学科

卒業に必要な科目数・単位数					備 考		
全学共通科目	全学共通科目（1）	外国語科目	I II III IV	4科目	8単位	1カ国語または2カ国語を4科目8単位修得しなければならない	
		広域科目	①思想と文化 ②歴史と社会 ③健康とスポーツ ④自然と生活 ⑤共通特殊講義 ⑥キャリア科目	①から④のそれぞれから1科目2単位を含む 8科目 16単位	16単位	心理学入門、社会学入門、政治学入門、法学入門、経済学入門、数学入門、統計学入門から3科目6単位を修得しなければならない	8科目16単位を超えて修得した単位は28単位まで全学共通科目（2）の単位に振り替えることができる
	全学共通科目（2）	オープン科目			100単位	28単位まで学科専攻科目の単位に振り替えることができる ただし、税法会計コースは14単位、コンサルティングコースは18単位まで	
	学科基礎科目	5科目	10単位	履修規程の区分に従い100単位以上を修得しなければならない			
学科専門科目							
				合計	124単位		

(4) 経営学部 第2部 経営学科

種 類 ・ 卒 業 必 要 単 位 数	
キャリアリテラシー科目 ビジネスベーシック科目 ビジネスデザイン科目 ビジネスロー科目 キャリアサポート科目	
経営学部第1部経営学科、ビジネス法学科の科目および 経済学部経済学科の平日6・7限、土曜4～7限に開講する科目	60単位以内
卒業必要単位数	124単位

(5) 情報社会学部 情報社会学科

卒業に必要な科目数・単位数						備 考		
全 学 共 通 科 目	全学共通科目 (1)	外国語科目	I II (2カ国語)	4科目	8単位	24単位	6科目12単位を超えて修得した単位は広域科目の単位に振り替えることができる	12科目24単位を超えて修得した単位は28単位まで全学共通科目(2)の単位に振り替えることができる
			III IV (1カ国語)	2科目	4単位			
		広域科目	①思想と文化 ②歴史と社会 ③健康とスポーツ ④自然と生活 ⑤共通特殊講義 ⑥キャリア科目	6科目 12単位				
	全学共通科目 (2)	オープン科目					28単位まで学科専攻科目の単位に振り替えることができる	
学 科 専 攻 科 目	基幹科目			12単位		100単位	履修規程の区分に従い100単位以上を修得しなければならない	
	コース導入科目	① 社会	①～③から各2単位以上	10単位				
		② 経営・経済						
		③ 情報						
	コース科目	① 現代社会	①～③の所属コースから	20単位				
		② 経営・経済社会						
		③ 情報コミュニケーション						
	選択科目 発展科目							
演習科目	演 習							
	卒業研究		4単位					
					合計	124単位		

(6) 人間科学部 人間科学科

卒業に必要な科目数・単位数						備 考		
全 学 共 通 科 目	全 学 共 通 科 目 (1)	外国語 科目	I II III IV	4科目 以上	8単位 以上	24単位	1カ国語または 2カ国語を 4科目8単位以上 修得しなければならない	12科目24単位を 超えて修得した 単位は28単位ま で全学共通科目 (2)の単位に振 り替えることが できる
		広域科目	①思想と文化 ②歴史と社会 ③健康とスポーツ ④自然と生活 ⑤共通特殊講義 ⑥キャリア科目	4科目 以上	8単位 以上		①から④のそれ ぞれから1科目 2単位を含む	
	全 学 共 通 科 目 (2)	オープン 科目				100単位	28単位まで学科専攻科目の単位に 振り替えることができる	
学 科 専 攻 科 目	基礎必修科目			2科目	4単位		履修規程の区分に従い100単位以 上を修得しなければならない	
	基礎選択必修科目							
	専門実習科目							
	コース専門科目							
	選択科目							
	演習科目	演 習						
卒業研究		1科目	4単位					
					合計	124単位		

(教職課程)

- 第 15 条 本大学に教育職員養成課程を置く。社会、地理歴史、公民、保健体育、商業、情報の教育職員免許状授与の資格を得ようとする学生のために、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」(第 10 条第 3 項第 8 号)を開講することができる。
- 前項の取り扱いについては、教育職員養成課程に関する規程および履修規程の定めるところによる。
 - 教育職員養成課程を履修する場合は、所属する学部学科以外の学科専攻科目の一部について履修することができる。
 - 本大学における教育職員養成課程の履修者に授与できる免許状の種類および免許教科は、次のとおりとする。

学部学科	免許状の種類および 免許教科	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状
経 済 学 部 経済学科		社 会	公民・商業
経 済 学 部 地域政策学科		社 会	地理歴史・公民・商業
経 営 学 部 第 1 部 経営学科		社 会	公民・商業
経 営 学 部 第 1 部 ビジネス法学科			公民・商業
経 営 学 部 第 2 部 経営学科			商業
情報社会学部 情報社会学科			情報・商業
人 間 科 学 部 人間科学科		社会・保健体育	公民・保健体育

- 削除
- 削除

(学芸員・社会教育主事)

第 15 条の 2 削除

(履修届)

第 16 条 学生は、履修しようとする授業科目を毎年所定の期間内に届け出なければならない。

2. 履修届については、履修規程の定めるところによる。

(試験)

第 17 条 各授業科目については、原則として、その授業の終了した各学期末に定期の試験を行い、学業成績を判定する。

2. 授業時数にたいする出席時数の割合が別に定める一定比率に達しない者は、当該授業科目についての試験を受けることができない。

3. 学費の納入を怠っている者は、試験を受けることができない。

4. やむを得ない事由のため、定期の試験を受けることができなかった者については追試験を行うことができる。本項については、履修規程の定めるところによる。

5. 試験については、各学部の教授会で定め、履修規程および学内試験細則によって実施する。

(成績)

第 18 条 学業成績は、優、良、可および不可に分け、可以上を合格と認定する。

2. 合格した授業科目については所定の単位を修得したものと認める。ただし、学期の途中で離籍した者には、その学期の単位修得を認めない。

(卒業)

第 19 条 4 年以上在学し、第 14 条に規定する単位数を修得した者に卒業証書を授与することができる。

(学位授与)

第 20 条 前条により卒業証書を授与された者には、次の区別にしたがって、学士の学位を授与することができる。

(1) 経済学部	経済学科	学士 (経済学)
	地域政策学科	学士 (経済学)
(2) 経営学部	経営学科	学士 (経営学)
	ビジネス法学科	学士 (経営学)
(3) 情報社会学部	情報社会学科	学士 (情報社会学)
(4) 人間科学部	人間科学科	学士 (人間科学)